

事業報告書

1 相談会名

「全国一斉生活保護相談会」

2 開催日時

令和6年1月28日（日） 10:00～16:00

3 開催趣旨

生活保護受給世帯数は、厚生労働省の令和5年11月の発表によれば、同年8月時点で164万2704世帯であり前年同月と比較すると0.4%増加しています。中でも65歳以上の高齢世帯の占める割合は高く、全体の55.4%にも及びます。

また、生活保護申請件数は、同月まで8か月連続で前年同月比において増加しております。

新型コロナウイルスが5類移行されコロナ対策による支援が縮小し、近時の急激な物価上昇も相まって、生活困窮状態となり生活保護申請が必要な方は増加しているものと考えられます。

このような厳しい状況にかんがみ、生活に苦しむ方を、1人でも多く最後のセーフティネットである生活保護制度へとつなげるべく、この相談会を実施し、生活保護に関する相談をお受けする機会といたしました。

* * *

生活保護は、憲法第25条第1項に定められた「健康で文化的な最低限度の生活」を実現する最も基本的な社会保障であり、市民生活にとってみればこれが最後のよりどころです。これまでも長野県司法書士会及び長野県青年司法書士協議会では、毎年生活保護に関する無料電話相談を実施し、市民の方々の多数の相談に応じてまいりました。

また、長野県司法書士会は生活保護の申請をしようとする市民が窓口で適切な対応を受けられるよう司法書士が同行する活動を支援しています。

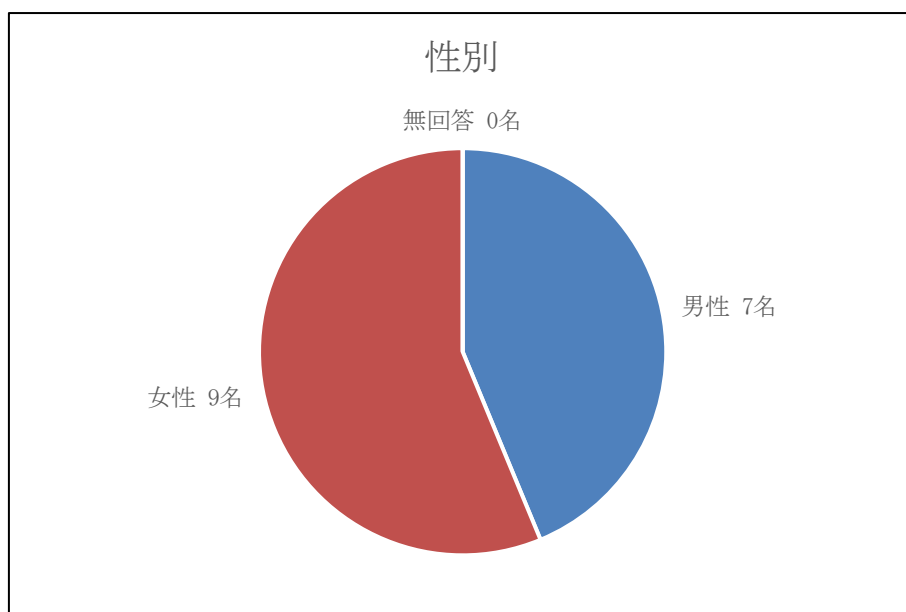
4 相談件数

合計 16件

内訳

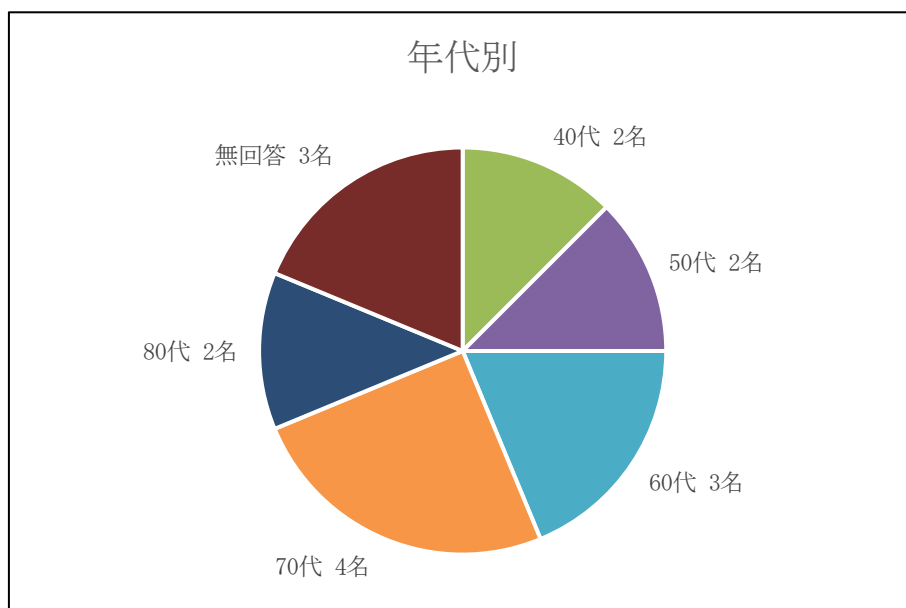
(1) 性別

男性 7名 女性 9名 無回答 0名



(2) 年齢

20代 0名 30代 0名 40代 2名 50代 2名
60代 3名 70代 4名 80代 2名 無回答 3名



5 主な相談内容

以下のような相談が、複数の方から寄せられました。

- 借入れがあっても、生活保護を受けられるか。
- 施設に入所しながら、生活保護を受けられるか。
- 自動車やバイクを所持しながら、生活保護を受けられるか。
- 役所の担当者やケースワーカー、訪問介護のヘルパーの対応が良くない。

6 実施した感想・コメント・今後の対応

長野県司法書士会と長野県青年司法書士協議会は、以前から生活保護に関する電話相談を実施していますが、今年度も全国青年司法書士協議会との共催で、全国一斉に「生活保護相談会」（無料電話相談）を実施いたしました。

今回の相談会では、20代・30代の方からの相談がなく、比較的高齢の方の相談が多いという特徴が見られました。

受けた相談は、生活保護受給中の方からの相談と未だ支給を受けてない方からの相談に分けられますが、本相談会では、前者が7件、後者が9件でした。前者では、生活扶助の金額が足りないなど、生活保護を受給するもなお困窮している現状に関する相談や、市町村役場の職員やケースワーカー、訪問介護のヘルパーなどの対応が良くないといった相談がありました。後者では、急迫性がないながらも将来への不安に起因した悩みや、役場の担当部署にきちんと確認しなければその真偽が分からない事象の報告まで、多岐に亘りました。

今回の相談会では16件に上る多くの相談をお受けしましたが、そのうち県内在住の方からの相談件数は2件にとどまりました。かかる結果からは、県内で経済的に生活が困窮し、なんらかの相談をしたいと思われている方に、この生活保護相談会開催の知らせが十分に届いていない可能性が考えられます。生活保護制度は、最後のセーフティネットといわれ、生活困窮者のための最後の救済措置です。非正規労働者の増加、いっそう進む二極化、拡大する高齢者の貧困化問題など、今後も生活困窮者が増えていくことが予想されるので、当会としても、より相談会が周知されるような方策を引き続き検討し、取り組んでいきたいと考えております。